

氷見市農業委員会 定例総会議事録

(令和4年度 12月度)

- 1 日 時 令和4年12月2日(金)
開会：午後3時00分
閉会：午後3時28分
- 2 場 所 氷見市役所C棟3階 301会議室
- 3 出席委員 15名
1番 山下 裕 2番 中葉 隆 3番 道淵 登
4番 上出 義美 5番 西塚 信司 6番 田中 昭一
7番 吉田 武嗣 8番 宮木 克幸 9番 小澤 幹夫
10番 田中 利男 11番 嵐 浩由 12番 扇谷 俊彦
13番 山下 茂昭 14番 岩上 茂 15番 松原 邦夫
- 4 欠席委員
- 5 議 題 第1号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件
第2号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件
第3号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更について
- 6 報 告 報告第1号 農地法第2条の規定による農地、非農地の判断（非農地認定）について
- 7 職務のため出席した事務局等職員
3名
局 長 西島 秀元 主 任 西山 直樹 事務員 池田 幸代
- 8 総会の概要
(事務局) ただいまから、令和4年度12月度定例総会を開催いたします。
はじめに、会長から挨拶がございます。

(会長) 挨拶 (略)

(事務局) 今回も、農業委員会憲章の朗読を割愛いたします。

(事務局) 次に、本総会の議長は、氷見市農業委員会総会会議規則第4条により、会長が務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。

□議長(会長) それでは、本日の総会に付議する案件は、
第1号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件
第2号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件
第3号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更について
であります。

□議長(会長) また、報告事項として
報告第1号 農地法第2条の規定による農地、非農地の判断(非農地認定)について
であります。

□議長(会長) 本日は、在任委員15名全出席であります。これにより総会は成立していることを報告いたします。

□議長(会長) これより議題に入りますが、本日の議事録署名委員として、上出委員、西塚委員をお願いいたします。

□議長(会長) それでは、第1号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件につきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局) 第1号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件につきまして、ご説明いたします。

農地を農地にそのまま利用するためにその権利を取得する場合、農業委員会の許可が必要となりまして、いわゆる「3条許可」と呼ばれるものです。

許可申請は毎月15日締切で、翌月の総会にかけられます。許可されると、許可証を交付しますので、法務局に届出して、変更登記することになります。

今回の申請件数は2件です。

まず1件目は、氷見市**番他、計__筆で、申請面積は__m²、登記地目は田です。

譲渡人 氷見市**番地（氏名**）から、

譲受人 氷見市**番地（氏名**）へ譲渡人の要望で、所有権移転を行うものです。

譲受人の経営面積は、__m²で、今回の申請農地__m²を取得すると、合計__m²となります。この合計面積が、5,000 m²以上にならないと許可ができません。この許可申請については、5反以上となりますので、要件を満たしています。

長年耕作してきた譲渡人の父が亡くなり、維持管理が困難となるため、隣接地を所有・耕作している専業農家の譲受人に相談したところ、話がまとまったものです。

次に2件目は、氷見市**番で、申請面積は__m²、登記地目は畑です。

譲渡人 富山市**番地（氏名**）から、

譲受人 高岡市**番地（氏名**）へ譲渡人の要望で、贈与による所有権移転を行うものです。

譲受人の経営面積は、__m²で、今回の申請農地__m²を取得すると、合計__m²となります。この許可申請についても、5反以上となりますので、要件を満たしています。

譲受人は高岡市所在ですが、年間150日程度、実家に通い農作業に従事しております。申請地はこれまで耕作されておらず、譲受人が草刈りし管理しているような状況で、この度、譲渡人から贈与の話を持ち掛けられ、話がまとまったものです。

今回の案件は、農地法第3条第2項各号に規定されている全部効率利用、常時農業従事、下限面積など、不許可の要件に該当していませんので、許可が相当と判断されます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があればお願いします。なお、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございますので、異議がないと認め、第1号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件につきまして、原案のとおり承認することとします。

□議長（会長） 次に、第2号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第2号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件4件につきまして、ご説明いたします。

農地法第4条の許可申請は、土地の所有者本人が農地を農地以外のものに転用する場合、第5条の許可申請は、所有者以外への所有権移転、使用貸借権設定、賃貸借権設定を伴う場合に行うものです。

なお、許可基準につきましては、後ほど説明させていただきます。

今回の案件は、番号2と番号3が第4条申請、番号1と番号4が第5条申請となっております。

番号1、地区は——です。

使用借人は氷見市**——番地（氏名**）、

使用貸人は氷見市**——番地（氏名**）、

申請地は、氷見市**——番、——番、——番、申請書において地目は登記、現況ともに田、現地は田として利用されている状況でした。

申請面積は——m²、転用目的が——、権利は——です。

農地区分は第1種農地です。

番号2、地区は——です。

申請人は氷見市**——番地（氏名**）、

申請地は、氷見市**——番、——番、申請書において地目は登記が田、現況が畑、現地は農業用施設として利用されている状況でした。

申請面積は——m²、転用目的が——です。

農地区分は第1種農地です。

なお、こちらは違反転用の状態となっていたことから始末書の提出を受けております。

番号3、地区は——です。

申請人は氷見市**——番地（氏名**）、

申請地は、氷見市**——番、申請書において地目は登記が畑、現況が宅地、現地は駐車場として利用されている状況でした。

申請面積は——m²、転用目的が——です。

農地区分は第3種農地です。

なお、こちらは違反転用の状態となっていたことから始末書の提出を受けております。

番号4、地区は____です。

譲受人は氷見市**____番地（氏名**）、

譲渡人は氷見市**____番地（氏名**）、

氷見市**____番地（氏名**）、

氷見市**____番地（氏名**）、

東京都**____番地（氏名**）、

申請地は、氷見市**____番、____番、____番、____番、申請書において地目は____番、____番、____番が登記、現況ともに田、現地は田として利用されており、____番が登記、現況ともに畑、現地は畑として利用されている状況でした。

申請面積は____m²、転用目的が____、権利は____です。

農地区分は第3種農地です。

引き続き、許可基準について説明。

では、今回付された案件4件につきまして、原案のとおり進達してよろしいか、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

□議長（会長） 質問を受ける前に、先般**月**日に行われました**委員と該当地区推進委員、事務局員による現地調査につきまして、**委員から報告を受けます。

(**委員) 先般*月**日、わたしと地区推進委員及び事務局員で現地調査を実施しました、その結果について報告いたします。

今回の案件4件につきまして、番号4番は除外申請時に現地調査を実施しており、計画等に変更がないことから改めての現地調査は不要となります。

残る3件については、隣接地との境界が確定されており、用排水路、周辺農地への影響に問題がないことを確認しました。

また、隣接農地のない番号3番以外の3件においては隣接農地耕作者からの承諾が得られております。

また、4件すべてに「氷見市土地改良区」からの同意書が添付されております。

以上、今回の案件4件は、違反転用の案件もありますが、原案のとおり許可相当であると判断したことを、ご報告いたします。

□議長（会長） 事務局の説明と**委員の報告を踏まえ、異議又は質問があればお願いいたします。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございますので、異議がないと認め、第2号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、原案のとおり、許可相当の意見を付して進達することとします。

□議長（会長） 次に、第3号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更についてにつきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局) (趣旨説明の後、農林畜産課より説明)

第4号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更についてにつきまして、ご説明いたします。

まず除外とは、農用地区域内にある農地は転用行為ができないため、農用地区域内の土地の確保及び農業振興施策の推進等に著しい支障を及ぼすことのない範囲で、農用地以外の用途に転用することを目的としてこの農用地区域からの除外を行うものです。

番号1、地区は——です。

願出者は氷見市**——番地（氏名**）、

除外対象地は、氷見市**——番、申請書において地目は登記、現況とも田、現地は田として利用されている状況でした。

対象地の面積は——m²です。

農用地区域でしかできない理由として、譲受人は現在妻の実家で5人で居住しているが、自宅で**店を営んでおり、仕事場のスペースを設けている状況では手狭であることから新たに住宅を建築することにしました。義母が高齢であり、なるべく近くで居住してほしいとの希望もあったことから現自宅の周辺で検討しましたが、農用地区域外で目的が達成可能な土地が見つからなかったからとなっております。

農用地区域からの除外の基本的な要件として、必要性、規模の妥当性が認められること、周辺農地の営農、利用集積に支障がないこと、土地改良施設の機能に影響がないこと、土地改良事業の事業完了年度の翌年度から起算して8年が経過していることとなっております。

周辺農地の営農、利用集積への影響については位置図より、農地の真ん中などではなく、宅地など既存の除外地に接続していることをご確認いただければと思います。

では、今回付議された案件1件につきまして、農業委員会として意見があるかについて、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

□議長（会長） 質問を受ける前に、先般**月**日に行われました**委員と該当地区推進委員、事務局員による現地調査につきまして、**委員から報告を受けます。

（**委員） 先般**月**日、わたしと地区推進委員及び事務局員で現地調査を実施しました、その結果について報告いたします。

今回の案件1件につきまして、隣接地との境界が確定されており、排水路、周辺農地への影響に問題がないことを確認しました。

また、隣接農地耕作者からの同意を得られており、「氷見市土地改良区」からの同意も得られております。

以上、今回の案件1件は、原案のとおり除外はやむを得ないものであると判断したことをご報告いたします。

□議長（会長） 事務局の説明と**委員の現地調査報告を踏まえ、異議又は質問があればお願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） なお、本件は諮問案件でありますので、意見は、いかがでしょうか

……………発声なし……………

□議長（会長） 意見が無いようですので、異議等がないと認め、第3号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更についてにつきまして、変更案のとおり承認し、「意見無し」と氷見市長に答申することとします。

□議長（会長） 付議案件は以上です。次に報告事項に移ります。

□議長（会長） 報告第1号 農地法第2条の規定による農地、非農地の判断（非農地認定）についてにつきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 報告第1号 農地法第2条の規定による農地、非農地の判断（非農地認定）についてにつきましてご説明いたします。

今回は2件ありまして、同じ申請人です。1件は相続未登記のため相続人代表として申請されています。

番号1は、先般**月**日の農振除外、農地転用の現地調査の際に**委員、**推進委員、**推進委員の3名で現地調査を行っております。

番号2は、場所の特定に時間を要したことから遅れて申請がありました。別日の**月**日に**委員、**推進委員、**推進委員の3名で現地調査を行っております。

その結果、すべてにおいて非農地であると判断されたことを報告させていただきます。

なお、**月**日付けで所有者のほうに農地ではないと判断した旨の通知を行っております。

報告は以上になります。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、質問があれば、お願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございます。

以上で本日の案件は、全て終了しました。

これで、氷見市農業委員会12月度定例総会を終了します。

・その他連絡事項

氷見市農業委員会総会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名する。

令和4年12月2日

議 長

署名委員

署名委員
